

2025年5月30日

契約認定機関 御中
契約認証機関 御中
(登録認証組織 御中)

JFS-C 規格文書 Ver. 3.2 への対応要領

一般財団法人食品安全マネジメント協会

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会の活動にご支援ご協力賜り有難うございます。

このたび、弊協会は、以下に記載の食品安全に関連する基準文書と整合させるため、JFS-C 規格の基準文書である、JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.1 を改定し、2025年5月30日付にて JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.2 を公表いたしました。

【改定の主な概要】

JFS-C 規格文書 Version 3.2	<u>食品安全に関する基準文書との整合性への対応</u> ・ The GFSI Benchmarking Requirements version 2024
---------------------------	---

この改定にともなう対応について、以下のとおり通知申し上げます。

敬具

記

1. 改定における移行方針

- 認定機関は、本書に基づいて、認証機関に対する認定サーベイランス審査、再審査、および特別審査において、規格文書 Ver. 3.2 に対する適合性を、認証機関の認証業務関連文書にて文書審査することとし、運用確認を随時、認定サーベイランス審査または再審査の時点で、実施するものとする。認証機関が認証審査の実績を有する場合、認定機関は認証機関の実施状況を含めて審査を行うものとする。
- 認定機関は、上述の文書の認定審査を 2025年12月31日までに完了させなければならない。運用確認については、2026年9月30日までに終わらせなければならない。
- 認証機関において、認証プログラム文書 Ver.3.2 の認定承認前に、認証プログラム文書 Ver.3.2 による審査を行った場合、その認証書は識別をしなければならない。
- 認証機関は、規格文書 Ver. 3.2 に対する認証審査準備を 2025年9月30日までに完了させる。なお、期日までに完了できない場合には、JFSM に連絡し、別途調整する。また、認証組織に対して規格文書 Ver. 3.2 を通知し、いつの認証審査で適合性を審査するのかを計画しておかなければならない。

2) 契約認証機関の対応

契約認証機関は、規格文書 Ver. 3.2、および本通知文書による移行要領について、登録認証組織への通知を行う。また契約認証機関は、以下の文書に基づき、認証活動に関わる要員への研修および認証業務関連文書の改定を進め、認定移行準備を2025年9月30日までに完了させる。(表2番号1を参照) なお、期日までに完了できない場合には、JFSMに連絡し、別途調整する。

(1) 規格文書 Ver. 3.2

契約認証機関は、認定機関が発行する認定の移行審査の実施要領に従い、原則として2026年9月30日までに認定の移行審査を完了させる。なお、期日までに完了できない場合には、JFSMに連絡し、別途調整する。

契約認証機関は、登録認証組織に対して規格文書 Ver. 3.2 を通知し、いつの認証審査で規格文書 Ver. 3.2 の適合性を審査するのかを計画しておかなければならず、その計画に従い、2025年10月1日以降に実施される認証サーベイランス審査、再認証審査および通常のサイクル以外の審査において、登録認証組織の規格文書 Ver. 3.2 に対する適合性を審査しなければならない。期日以降に実施できない場合には、JFSMに連絡し、別途調整する。

なお、規格文書 Ver. 3.2 に対する認証審査準備が早期に整った契約認証機関は、その時点から規格文書 Ver. 3.2 の審査での運用を実施できるものとする。

また、認証機関において、JFS-C 認証プログラム文書 Ver. 3.2 および規格文書 Ver. 3.1 への対応要領 (JFSM_2024_ND_301_5_ja) にて通知した、JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.1 への移行が完了していない場合には、認証組織の了承を得て、JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.0 および JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.0 追補要求事項から JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.1 への移行審査と、JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.1 への移行から JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.2 への移行審査を同時に行うことができるものとする。

契約認証機関および登録認証組織は、2025年10月1日以降に実施される審査を全て、規格文書 Ver. 3.2 に基づく審査としなければならない。この認証移行審査について、The GFSI Benchmarking Requirements version 2024 PART II 5.6 項に基づき、3年毎の非通知審査に当たる場合には、原則として、登録認証組織の合意を得て非通知審査での移行審査を行う。

認証移行審査における審査工数として、JFS-C 規格文書 Ver.3.1 から JFS-C 規格文書 Ver. 3.2 移行にて新規追加または強化された要求事項の確認のための追加工数は設けない。

また、認証プログラム文書 Ver.3.2 の認定承認前に、認証プログラム文書 Ver.3.2 による審査を行った場合、その認証書は識別をしなければならない。

表 2 認証審査における登録認証組織の認証移行スケジュール

番号	認証審査における移行対応	年 月	2025									2026												
			5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
1	認証機関および組織における規格文書 Ver. 3.2 への整合		5/30 公表					9/30 完了 (予定)																
			→																					
			整合 開始																					
2	規格文書 Ver. 3.2 への認証移行									10/1 以降 移行審査 開始														
										→														
																					9/30 移行 審査 期限			

3) 登録認証組織の対応

登録認証組織は、2025 年 10 月 1 日以降、原則として 2026 年 9 月 30 日までの間に実施されるサーベイランス審査、再認証審査および通常のサイクル以外の審査が、規格文書 Ver. 3.2 への適合性評価を含めた審査となることを踏まえ、2025 年 5 月 30 日に公表した規格文書 Ver. 3.2 を参照し、必要に応じて適合させるための準備を進める。上記期間内に規格文書 Ver. 3.2 への適合性評価を含めた審査が実施できない場合は、登録認証組織は契約認証機関を通じて JFSM に連絡し、別途調整する。JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.1 への移行が完了していない場合には、JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.0 および JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.0 追補要求事項から JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.1 への移行審査と、JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.1 への移行から JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.2 への移行審査を同時に行うことができるものとする。

なお、上記の認証移行審査について、The GFSI Benchmarking Requirements version 2024 PART II 5.6 項に基づき、3 年毎の非通知審査に当たる場合には、登録認証組織は、原則として非通知審査で行うことを認証機関と合意することが求められる。

以上